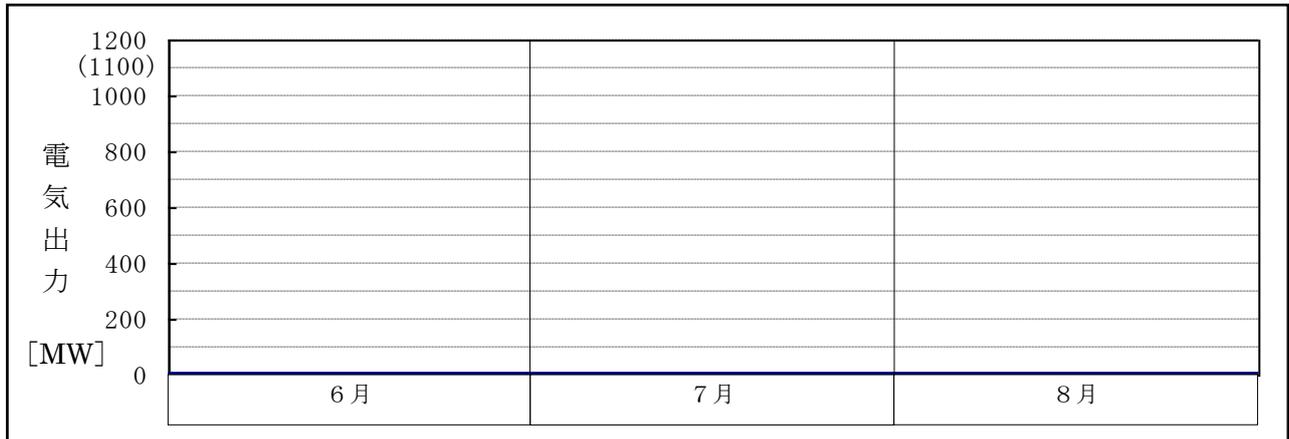


東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成23年2月6日より第4回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（令和3年6月～令和3年8月）



3. その他

(1) 東通原子力発電所1号機における新規規制基準適合性審査の状況について

- 平成26年6月申請以降、継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており、これまでに審査会合は32回開催されております。
- 令和3年7月9日の審査会合においては、基準津波^{*1}の策定に向けて「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震に起因する津波」^{*2}が審査されました。当社からは、詳細解析による評価などにより最大津波水位に変更ない旨を説明し、東通の連動型地震に起因する津波の評価の妥当性について規制側の了解が得られ、基準津波の策定に向けて前進となりました。
- 令和3年9月17日の審査会合においては、基準地震動^{*3}の策定に向けて「内陸地殻内地震の地震動評価」が審査されました。当社からは、横浜断層（東傾斜）による地震について、その設定の考え方や評価について説明しました。
- 原子力規制委員会からは、横浜断層（東傾斜）による地震動を評価することは理解するものの、横浜断層（西傾斜）による地震動評価とは区別した地震として評価することとし、設定の考え方を再整理するよう要求されたことから、継続審議となりました。
- なお、今回の規制側コメントは、地震動評価上大きな上振れとなるものではありません。
- 合わせて、「敷地周辺～敷地の地形、地質・地質構造」に関し、本年3月に産業技術総合研究所より刊行された文献「20万分の1地質図幅「野辺地」（第2版）」が、事業者評価に影響しないことについて説明しましたが、資料の充実化や表現の適正化を求められたことから、今後の審査会合で対応することとしました。
- 今後も引き続き、基準地震動および基準津波の策定に向けた審査に対応してまいります。

- ※1：原子炉施設の供用期間中（運転開始から廃炉までの間）に極めてまれではあるが発生する可能性があり，施設に大きな影響を与えるおそれがある津波
- ※2：東通原子力発電所の最大津波水位を決定する津波
- ※3：原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり，敷地周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの

（別紙1）基準津波の審査

（別紙2）基準地震動の審査

（2）「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

- 当社は，令和3年10月7日に「原子力災害対策特別措置法」第7条の規定に基づき，青森県知事および東通村長との協議を経て，「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し，内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届出を行いました。
 - 今回の届出において修正した主な内容は，原子力規制委員会の緊急時対策支援システム^{※4}へのデータ伝送について，原子力規制委員会からの指示文書に基づき，新たに東通原子力発電所1号機の使用済燃料貯蔵プールに係る放射線モニタのデータを常時伝送することになったため，伝送データの一覧に項目の追加を行ったものです。
- ※4：緊急時対策支援システム（ERSS：Emergency Response Support System）
原子力発電所において，原子力緊急事態発生時等に発電所の運転情報や放射線モニタ値のデータ等，状態把握に資する情報をリアルタイムに提供し，国が行う原子力防災活動を支援するシステム

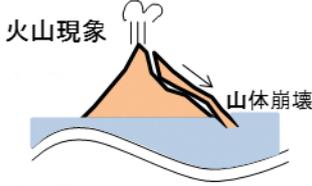
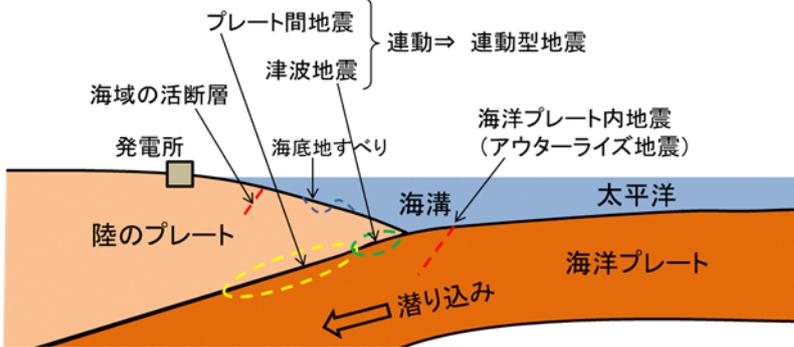
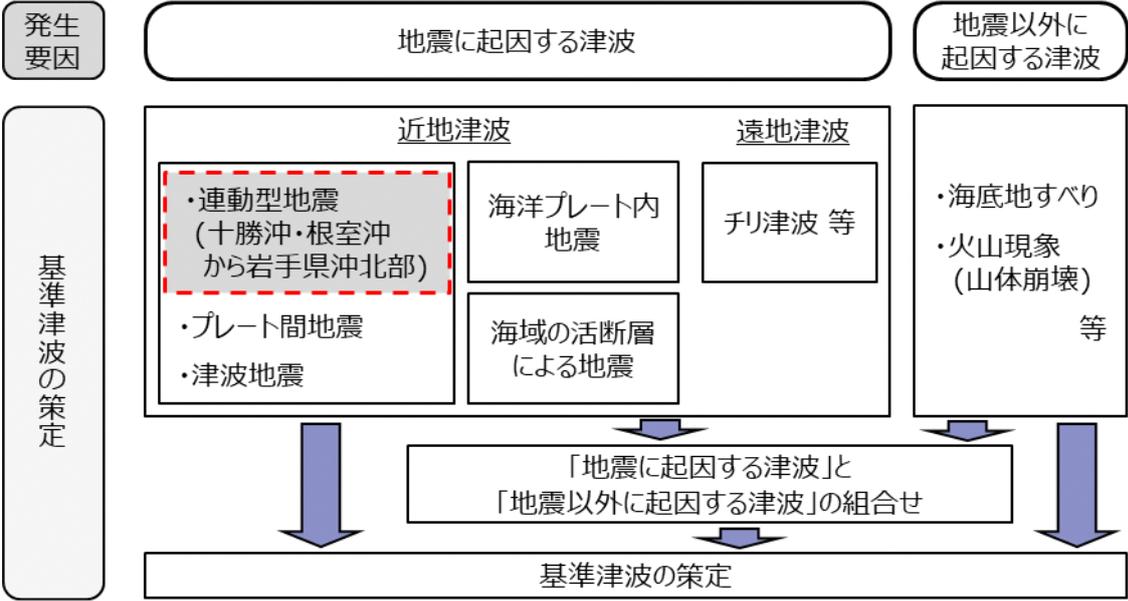
（別紙3）「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容

詳細については，当社ホームページから確認することができます。

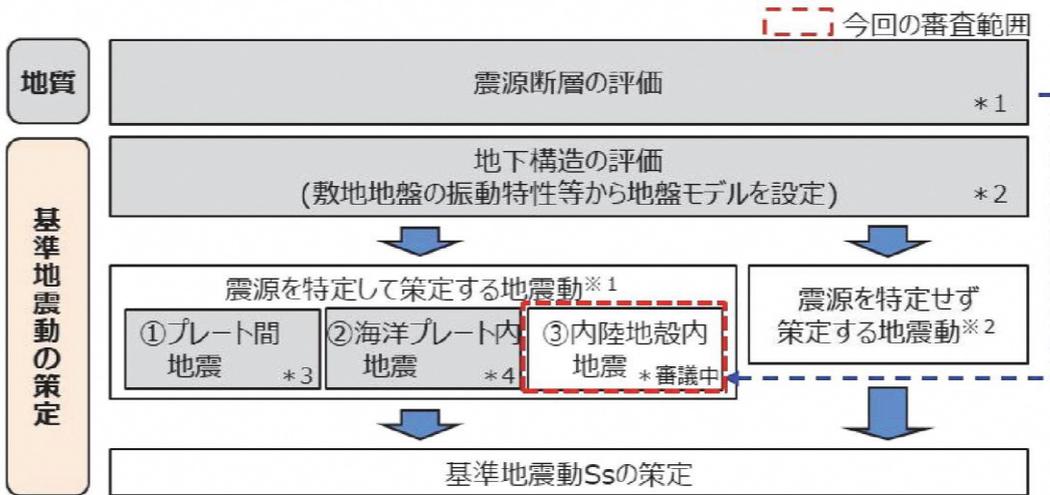
(<https://www.tohoku-epco.co.jp/>)

基準津波の審査

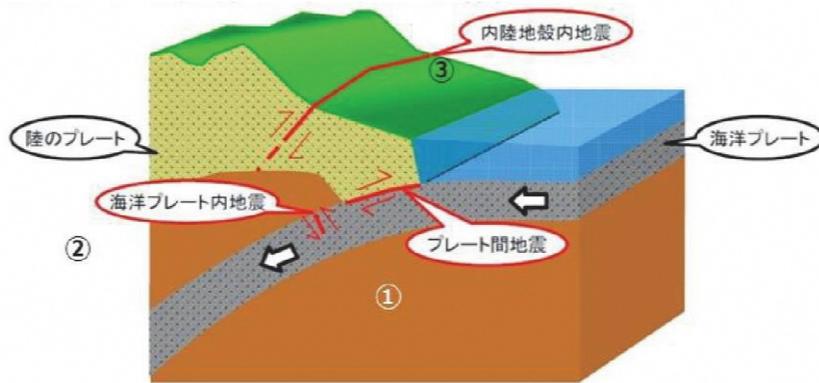
今回の審査範囲



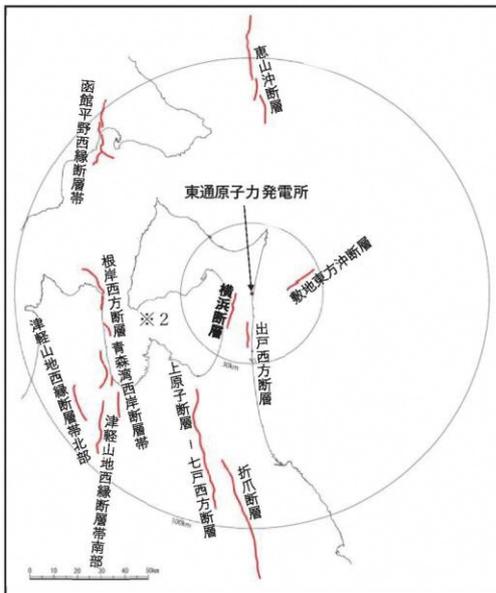
基準地震動の審査



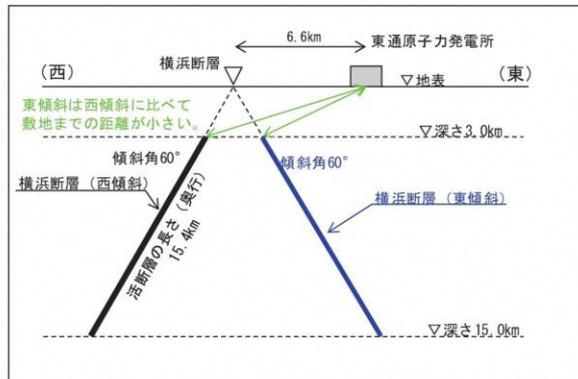
- ※ 1 敷地周辺の地震の発生状況や「震源断層」をもとに評価する地震動
- ※ 2 全国共通的に評価する地震動
- * 1 概ね妥当と評価済み(2020.7) * 2 概ね妥当と評価済み(2020.6)
- * 3 概ね妥当と評価済み(2021.4) * 4 概ね妥当と評価済み(2021.5)



地震発生様式の模式図



震源として考慮する活断層



横浜断層(西傾斜・東傾斜)による地震の概要 (下北半島の東-西断面図)

※想定した代表ケース

「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容

<p>第1章 総則</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、計画の運用および修正について規定
<p>第2章 原子力災害事前対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備 原子力防災組織の設置、運営 通報や業務に必要な設備および資機材の整備 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 国、地方公共団体、地元防災関係機関等との連携 周辺住民に対する平常時の広報活動 <p align="right">等について規定</p>
<p>第3章 緊急事態応急対策等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法に基づく事象発生時の迅速な通報 災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施 第1緊急体制発令時のオフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣など緊急事態応急対策 <p align="right">等について規定</p>
<p>第4章 原子力災害事後対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発電所の復旧対策の実施 行政機関等への原子力防災要員等の派遣 事業所外運搬事故後の対策 <p align="right">等について規定</p>
<p>第5章 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の原子力事業者への協力 <p align="right">等について規定</p>

以上